

答 申

1 審査会の結論

諮問第97号案件「審査請求人に関し、2016年11月から2017年3月までの間に区が〇〇病院（その所属医師及び職員を含む。）との間で交わした内容が記載された文書」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件の審査請求は、平成29年11月1日付けで世田谷区長に対し、審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「請求人に関し、2016年11月から2017年3月にかけて、区が〇〇病院（その所属医師、職員を含む）との間で交わした報告、連絡、相談等一切の交信に関する記録、文書」の個人情報等開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成29年6月23日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 区は、ごく一部の開示を除き個人情報の存否も明らかにせずに開示請求を拒否した。これは、最高度の非開示決定にあたる。また、区は、その理由を具体的には何ら明らかにしていない。

イ そもそも条例においては、個人情報の本人への開示が義務であり、原則である。非開示は例外的に許されているに過ぎない。

個人情報は、言うまでもなく本人の情報にほかならず、本人に対しては全面開示が原則である。非開示とするのは、真にやむを得ない極めて例外的な場合にのみ許されると解釈すべきである。単に、「支障を及ぼすおそれ」という抽象的であいまいな理由で、非開示にすることは許されない。重大な支障が生じる現実的かつ具体的な理由を本人に明らかにする義務がある。

なぜならば、理由を具体的に明らかにせずに個人情報を開示しないことが許されると、個人情報の広範な非開示が広く許されることになり、条例第1条が定める「区民の自己に関する個人情報等の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図る」という条例の

目的そのものが損なわれるからである。

また、区民の奉仕者であるべき公務員が、自己保身のために恣意的に非開示にする行為が横行することにもなる。

ウ 本件のように個人情報の存否すら明らかにしないという最高度の非開示決定をする場合は、その理由、特に重大な支障が発生する理由をさらに具体的に明らかにしなければならず、それが妥当でなければ到底許されるものではない。

さらに、条例は、外部機関への個人情報の提供については、第14条でその禁止が定められ、提供については厳格な運用が求められている。その提供が適正に行われているかどうかを本人が確かめる権利は最大限保障されなければならない。不明確な理由で広範な非開示が許されると、区と外部機関とのやりとりが適切に行われているかどうかを本人が確認することがほとんどできない。

エ 加えて、本件処分は論理破綻している。すなわち、一部開示された部分で、区は、〇〇病院で開かれた「ケースカンファレンス」と称する会合記録の一部を開示している。これは、区が〇〇病院とのやりとりの存在を明らかにしているに等しく、本件処分は自己矛盾している。

オ 区は、相談支援業務について「外部機関その他の関係者」と区との信頼関係の重要性のみを主張し、区の相談支援を受ける区民と区との信頼関係の重要性に言及していない。

日本国憲法第15条第2項及び地方公務員法第30条に規定されているとおり、地方公務員である区の職員は、すべての区民に平等に奉仕するものである。よって、区の職員にとっては、むしろ区民との信頼関係の方が、「外部機関その他の関係者」との信頼関係よりも重要である。

たとえ、区と外部機関との信頼関係がなくなったとしても、区と区民との信頼関係があれば、少なくとも区の裁量でできる最大限のサービスを提供することは可能である。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明

処分庁である実施機関（以下単に「実施機関」という。）が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 条例第23条は、「当該開示請求に係る保有個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるとき」は、当該保有個人情報等の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることを定めており、「当該開示請求に係る保有個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第21条の各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

(2) 条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報等に「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合は、「行政運営情報」として、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている。

通常、区の相談・支援業務においては、外部機関その他の関係者との間で、率直にやりとりするなど密接な連携・協力体制の下で進められる必要があり、外部機関その他の関係者との信頼関係が重要であるといえる。区の相談・支援を受けている者に対し、それらの情報が開示されるとなると、外部機関その他の関係者との信頼関係に基づいた連携や協力体制において、率直なやりとりが阻害されるなどの影響が生じ、当該事務を適正に行うことにつき、支障を及ぼすおそれがある。よって、そのような外部機関とのやりとりに関しては、内容だけでなく、どの機関とやりとりを行ったかも含めて、行政運営情報に該当するとし、非開示としている。

本件請求は、審査請求人に関する区と特定の外部機関である〇〇病院とのやりとりの有無及びその内容を求めるものである。本件請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えることは、区と特定の外部機関である〇〇病院とのやりとりの有無を開示することとなる。

したがって、前述のとおり、区の相談・支援事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある条例第21条第7号（行政運営情報）に該当する情報を開示することとなるため、本件請求に対し、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該部分の本件請求の一部を拒否したことは適法である。

#### 4 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件審査請求対象文書について

本件請求に係る開示請求書には、「請求人に関し、2016年11月から2017年3月にかけて、区が〇〇病院（その所属医師、職員を含む）との間で交わした報告、連絡、相談等一切の交信に関する記録、文書」と記載されており、実施機関は、①「請求者に関し、2016年11月から2017年3月までの間に〇〇病院（その所属医師及び職員を含む。）との間で交わした内容が記載された請求者の子に関する相談記録兼世帯台帳」及び②「上記①以外の請求者に関し、2016年11月から2017年3月までの間に区が〇〇病院（その所属医師及び職員を含む。）との間で交わした内容が記載された文書」の2点を対象文書としている。

そして、審査請求書によれば、審査請求人は、本件処分を取り消し、全部開示を求めている。

したがって、本件審査請求対象文書は、①「請求者に関し、2016年11月から2017年3月までの間に〇〇病院（その所属医師及び職員を含む。）との間で交わした内容が記載された請求者の子に関する相談記録兼世帯台帳」及び②「上記①

以外の請求者に関し、2016年11月から2017年3月までの間に区が〇〇病院（その所属医師及び職員を含む。）との間で交わした内容が記載された文書」の2点であると認められる。

## （2）条例第23条の該当性について

条例第23条は、「当該開示情報に係る保有個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるとき」、当該保有個人情報等の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることを定めている。

この「当該開示請求に係る保有個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第21条の各号の規定により保護すべき情報に該当する場合をいう。

そして、条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報等に「実施機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合、「行政運営情報」として、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている。

これらを踏まえ、審査会が本件審査請求対象文書を見分したところ、たしかに審査請求人が主張しているとおりに、本件請求は、審査請求人が直接関係のある特定の外部機関である〇〇病院と区との間で交わされた報告、連絡等に関する記録を求めるものであり、〇〇病院は審査請求人と一定の関係があることから、条例第23条に基づく存否応答拒否は不当・違法であるという審査請求人の主張は、その限りにおいて理解することができる。

しかしながら、実施機関が主張しているように、通常、区の相談・支援業務は、外部機関その他の関係者との間で率直にやりとりするなど密接な連携・協力体制の下で進められる必要があり、外部機関その他の関係者との信頼関係が重要であると考えられる。そして、区の相談・支援を受けている者に対し、ある特定の外部機関とのやりとりに関する記録が開示される場合、当該外部機関その他の関係者との信頼関係に基づいた連携や協力体制において、率直なやりとりが阻害されるなどの影響が生じ、当該事務を適正に行うことにつき、支障を及ぼすおそれがあると考えられる。したがって、本件審査請求対象文書には、条例第21条第7号が非開示事由として規定する行政運営情報が含まれていると考えられる。

さらに、これら文書の存在を認めた上で非開示とした場合、他の情報と合わせることにより、区と〇〇病院との間で行われた打ち合わせの日時、内容、頻度、タイミング等を開示することとなり得る。したがって、本件審査請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第21条第7号が非開示事由として規定する行政運営情報にあたるとした実施機関の主張には、理由があると考えられる。

以上のことから、本件請求は、条例第21条第7号に該当する情報を含む文書の開示を求めるものであるため、実施機関が本件請求に対し、条例第23条に基づき当該行政情報の存否を明らかにせずに、本件請求の一部を拒否した本件処分は、適法であると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

## 5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
平成30年5月2日	審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第97号）
平成30年6月25日	（平成30年度第3回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。
平成30年9月20日	（平成30年度第5回審査会） ・審査請求人から意見の陳述を受けた。 ・諮問事項を審査した。
平成30年10月1日	（平成30年度第6回審査会） ・実施機関から説明を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
平成30年11月8日	（平成30年度第7回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
平成30年12月6日	（平成30年度第8回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和元年12月5日	（令和元年度第7回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和元年12月27日	審査庁（世田谷区長）に答申した。